

高等学校スクールソーシャルワーカー（非常勤嘱託員）の募集要領

平成29年3月27日
新潟県教育庁高等学校教育課

新潟県教育庁高等学校教育課で勤務する高等学校スクールソーシャルワーカー（非常勤嘱託員）を募集します。

- 勤務地 新潟県教育庁高等学校教育課
- 所在地 新潟市中央区新光町4番地1
- 募集期間 平成29年3月27日（月）から平成29年4月10日（月）
- 面接選考日 平成29年4月12日（水）
※時間等、詳細は別途連絡します。
- 勤務予定期間 平成29年4月17日（月）から平成30年3月31日（土）まで
- 募集人員 2人
- 業務内容 いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、生徒が置かれた家庭環境等への働きかけ、関係機関とのネットワーク構築、学校への支援及び生徒指導に関する調査等を担当する、高等学校スクールソーシャルワーカーとして従事します。

1 応募の要件等

- (1) 年齢、学歴は問いませんが、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する資格を有すること。
- (2) 自動車運転免許を有し、学校や関係機関等に赴き、支援や調査を行うことができること。
- (3) 県の臨時的任用職員、非常勤嘱託員又は非常勤職員として継続して（継続していない場合であっても、継続していない期間が6月未満の場合は通算して）5年以上勤務し、採用の時点において退職後6月を経過していない人は受験できません。
- (4) 次のいずれか（地方公務員法第16条で規定する欠格条項）に該当する人は受験できません。
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 勤務条件

(1) 勤務時間等

ア 勤務日 月曜日から金曜日まで

イ 勤務時間 午前10時10分から午後5時まで（休憩時間：正午から午後1時まで）

(2) 賃金

日額 13,409円 月末締め翌月10日払い（1月は15日払い）

（時給：13,409÷5.83時間＝2,300円）

(3) 通勤に要する経費

一般職の非常勤職員の例による。

(4) 加入保険等

雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険（法令の定めるところにより加入）

3 選考結果（合否）の通知等

選考結果（合否）は、平成29年4月14日（金）までに、郵送で通知します。

4 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記(4)の申込先まで持参又は郵送してください。 ア ハローワークを通じて申し込む場合 （ア）市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの （イ）ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「非常勤嘱託員（スクールソーシャルワーカー）採用申込」と朱書してください。 ※ <u>インターネットやメール等で、直接申込を行うことはできませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。</u>
(2) 申込受付期間	平成29年3月27日（月）から平成29年4月10日（月）まで ※郵送の場合は、 <u>4月10日（月）までの到着に限り受け付けます。</u>
(3) 持参の場合の 申込受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
(4) 問い合わせ先 及び申込先	新潟県教育庁高等学校教育課 青少年相談支援班（3月末まで） 新潟県教育庁高等学校教育課 いじめ対策生徒指導支援室 （4月1日から） 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1（県庁行政庁舎15階） 電話 025-280-5124

いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、生徒が置かれた家庭環境等への働きかけ、関係機関とのネットワーク構築、学校への支援及び調査等を担当する、高等学校スクールソーシャルワーカーとして従事します。

(主な担当業務)

- ・ いじめ、不登校等の学校からの相談業務
- ・ いじめ、不登校等の解決のため、家庭環境等への働き掛け
- ・ 学校への支援
- ・ 生徒指導上に関する調査

*パソコンは、一太郎・ワード・エクセル等を使用します。